

ダイワ MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資取引約款

第1条 (約款の主旨)

この約款は、申込者（以下「お客様」といいます）とひまわり証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の、大和証券投資信託委託株式会社（大和投信委託）の発行するダイワ MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 受益証券（以下「ダイワ MRF」といいます）の累積投資に関する取り決めです。当社は、この約款に従ってダイワ MRF の累積投資契約（以下「契約」といいます）をお客様と締結いたします。

第2条 (申込方法)

お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、これを当社に提出することによって契約を申込むものとします。また、お客様が本契約を申込む場合は、「ダイワ MRF 自動スweep取引取扱規定」に基づく申込みを行ったものとします。

2 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様のダイワ MRF 累積投資口座を開設いたします。なお、申込み時に当社に届出された印影をもって、当社への届出印といたします。「ダイワ MRF 自動スweep取引取扱規定」を電磁的に差し入れた場合、当初印鑑のお届けは発生しません。

第3条 (金銭の払込み)

お客様は、ダイワ MRF の取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭（以下「払込金」といいます）を当社に払込、取得の申込を行うことができます。

第4条 (取得時期及び価額)

当社は、お客様から取得の申込みがあったときは、「ダイワ MRF 自動スweep取引取扱規定」に別の定めがある場合を除き、原則として、申込日の翌営業日に、ダイワ MRF をお客様に代って取得します。ただし、取得価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。

2 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

3 申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前1項および2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、ダイワ MRF をお客様に代って取得します。

4 取得されたダイワ MRF の所有権ならびにその元本、その分配金に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

第5条（保管）

この契約によって取得されたダイワ MRF は、他のお客様のダイワ MRF と混蔵して、大券をもって保管いたします。

2 前1項により、混蔵して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) 寄託されたダイワ MRF に対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること。
- (2) ダイワ MRF の新たな寄託または返還については他のお客様と協議を要しないこと。
- (3) 当社は、ダイワ MRF の出庫の請求には応じないこと。

3 当社は、この契約により保管しているダイワ MRF の保管料をいただくことがあります。

第6条（分配金の再投資）

第5条の保管にかかるダイワ MRF の分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代わって、当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でダイワ MRF をお客様に代わって取得します。

2 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）を下回ったときは、前項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額（営業日の前日の基準価額）が当初設定時の1口の元本価額（1口＝1円）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、ダイワ MRF をお客様に代わって取得します。

第7条（返還）

当社は、お客様からダイワ MRF の返還の請求を受けたときは、換金のうえ、その代金をその翌営業日（以下「受渡日」といいます）以降にお支払いすることにより返還いたします。

2 前項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。

3 第1項の換金にかかるダイワ MRF についての、取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の分配金は、原則として、別に定める「ダイワ MRF 自動スweep取引取扱規定」に基づく取引口座の解約の請求があった場合を除き、換金代金といっしょにはお支払いせず、第6条の分配金の再投資に基づき、再投資いたします。

第8条（解約）

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- (1) お客様から解約のお申し出があったとき。
- (2) 当社がダイワ MRF の累積投資業務を営むことができなくなったとき。
- (3) ダイワ MRF が償還されたとき。

(4) 別に定める「ダイワ MRF 自動スweep取引取扱規定」に基づく契約が解約されたとき。

(5) 別に定める「証券総合取引約款」に基づく取引口座が解約されたとき。

2 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。

3 この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前7条に準じてお客様にダイワ MRF の返還およびその分配金の支払いをいたします。

第9条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、取引残高報告書を通じて行うものとします。当該報告については書面による交付に代えて金融商品取引法に従い電子情報処理組織を使用する方法により提供されることがあります。

第10条（申込事項等の変更）

改名、転居ならびに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。

2 前項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

第11条（その他）

当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

(1) お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に届け出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づくダイワ MRF の返還およびその分配金の支払いを行った場合。

(2) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、または、印影もしくは認証番号が届出のものと相違するため、この契約に基づくダイワ MRF の返還およびその分配金の支払いを行わなかった場合。

(3) 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくダイワ MRF の取得または返還、もしくはその分配金の支払いが遅延し、または不能となった場合。

(4) その他、別に定めるひまわり証券の「証券総合取引約款」等に基づく当社の免責事項による損害。

3 この約款は、法令の変更もしくは監督官庁の指示または命令、もしくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改訂されることがあります。

平成 21 年 8 月